

令和7・8年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合競争入札参加資格審査申請書提出要領

1 資格者名簿の有効期間

今回の申請及び審査により入札参加資格者となった者は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合競争入札参加者適格者名簿に登載するものとし、その有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとします。

2 受付期間

区 分	受 付 期 間	受 付 時 間
建設工事 物品・役務 設計・測量・コンサルタント	令和7年2月10日から 令和7年2月28日まで ※土曜日、日曜日及び祝日を除く	午前 9 時00分から午前11時30分まで 午後 1 時00分から午後 4 時30分まで

3 受付場所

匝瑳市ほか二町環境衛生組合 山桑メモリアルホール事務室

4 問い合わせ先

匝瑳市ほか二町環境衛生組合 事務局
TEL 0479(73)8000

5 申請方法

申請者又はその代理人（内容を説明できる者）が持参するか郵送による提出。
なお、郵送による場合は返信用封筒を入れて下さい。

6 申請書類

(1) 別紙「申請書類一覧表」のとおり提出して下さい。

- (2) 申請の様式は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合ホームページに掲載しますので、ダウンロードして使用して下さい。
- (3) ダウンロードできない方については、匝瑳市ほか二町環境衛生組合事務室にて配布（印刷物）いたします。

7 作成上の注意事項

- (1) 申請書類は、別記「申請書類一覧表」の順序でA4サイズのファイル（建設工事はピンク、物品・役務はブルー、設計・測量・コンサルタントはイエロー）に綴り込み、表紙及び背表紙に「商号又は氏名」を必ず表示して下さい。また、申請書類とは別に、入札参加資格審査カード（入力用）及び委任状1部（写し可）をファイルに綴じずに提出して下さい。
- (2) 提出前に、記載洩れ押印洩れのないことを確認して下さい。
- (3) 申請者の印は、「実印」を用いるものとします。
- (4) 添付する証明書は、申請日の前3か月以内に交付されたものとします。
- (5) 証明書のうち、印鑑証明書は原本とし、その他のものは原本又は鮮明に複写したものとします。

8 その他

申請書を提出後、商号・代表者名・所在地等、申請書に記載した内容を変更した場合は、直ちに「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」に変更を証する書類を添えて提出して下さい。

【注意】 受付期間が限られておりますので、遺漏の無いようにお願いします。

別記

申請書類一覧表

○・・・必ず提出する書類 ※・・・該当のある場合に提出する書類

申請書類	申請区分	建設工事	物品・役務	設計・測量・ コンサルタント	摘 要
1 入札参加資格審査申請書	○ (様式第1号) (その1)	○ (様式第1号) (その2)	○ (様式第1号) (その3)	○ (様式第1号) (その3)	・組合様式により作成すること。
2 営業所一覧表	○	○	—	—	・任意の様式でよい。
3 主要取引金融機関名	○	—	—	—	・任意の様式でよい。
4 経営規模等総括表	—	—	—	○	・任意の様式でよい。
5 測量等実績調書	—	—	—	○	・任意の様式でよい。
6 技術者経歴書	—	—	—	○	・任意の様式でよい。
7 納税証明書等 (写し可)	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・法人 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>管内業者 (支店・営業所を含む) : すべての管内市町税に係る完納証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 <input type="checkbox"/>管外業者 (市内に支店・営業所を有しない場合) : 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3の3) ・個人 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>管内業者 : すべての管内市町税に係る完納証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 <input type="checkbox"/>管外業者 : 所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3の2) <input type="checkbox"/>新設業者 : 法人等設置等報告書の控えの写しを添付して下さい。

8 建設業労働災害防止協会加入証明書	※	—	—	・建設業労働災害防止協会に加入している場合は、同協会が発行する加入証明書の写しを提出する。
9 ISO登録証	※	※	※	・ISO9000シリーズ及びISO14001の認定を取得している者のみ、当該認証に係る登録証の写しを提出する。
10 技術職員名簿	○	—	—	・任意の様式でよい。(経営事項審査申請書に添付した写し、ただし、審査基準日現在において変更のある場合は、修正を加えたものとする。)
11 印鑑証明書(写し不可)	○	○	○	・法人の場合は、代表者の印鑑証明書 ・個人の場合は、事業主本人の印鑑証明書
12 使用印鑑届	※ (様式第2号)	※ (様式第2号)	※ (様式第2号)	・組合様式により作成すること。 ・当組合との請負契約等において専ら使用する印鑑(実印以外)を押印すること。(使用印が実印と違う場合のみ提出する。)
13 許可等を証する書面	○	○	○	・建設業者 □許可通知書の写し：建設業法第3条第1項の規定による許可通知書の写しを添付する。ただし、住所、商号、名称、代表者を変更したときは、許可証明書の写しを添付する。 ・設計及び測量業者 □登録証明書：建築士法第23条第1項又は測量法第55条第1項の規定により、登録を受けていることを証する書面の写しを添付する。 ・建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタント □現況報告書の写し又は登録等に関する通知書の写し。 ・物品の製造・納入・役務の提供等

				<p>□営業を行うにつき法令の規定により官公署等の許認可等を必要とする場合、当該許認可等を受けたことを証する書面の写しを添付する。</p>
14 登記事項証明書（写し）	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、登記事項証明書（法務局発行） ・個人の場合は、身分証明書（市区町村発行）
15 財務諸表	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の様式でよい。 ・法人の場合は、申請日の直前決算2か年の営業年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書（損失処理計算書）を提出する。 ・個人の場合は、前年分所得税確定申告書（税務署等の受理印のあるもの）及び申告決算書（貸借対照表、損益計算書）の写しを提出する。
16 工事経歴書、納入経歴書等	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の様式でよい、（経営事項審査申請時に添付又は提示したものの写し）申請日直前の確定申告を終えた決算2か年の営業年度のもの。
17 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（写し）	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在において、結果通知書記載の審査基準日（決算日）から1年7か月を経過していない経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し ・添付できない場合は、総合評定値請求書及び登録経営状況分析機関が発行した経営状況分析結果通知書の各写しを添付する。

18 委任状	※ (様式第3号)	※ (様式第3号)	※ (様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・組合様式により作成すること。 ・年間代理人を選出する申請者のみ提出する。ただし、建設業者にあつては、建設業法の許可を有しない営業所等の所長等に年間委任することはできない。(委任状の受任者印が使用印となるので注意する。)
19 入札参加資格審査申請書記載事項変更届	※ (様式第4号)	※ (様式第4号)	※ (様式第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・組合様式により作成すること。
20 入札参加資格承継審査申請書	※ (様式第5号)	※ (様式第5号)	※ (様式第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・組合様式により作成すること。
21 入札参加資格審査カード (入力用)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・組合様式により作成すること。